

様式第1号（その1）（第4条関係）

特記仕様書（発注者指定型）

第1条 本工事は、完全週休2日制を確保する工事（以下「完全週休2日制工事」という。）であり、北茨城市完全週休2日制工事実施要領（以下「要領」という。）第4条第1項第1号に規定する発注者指定型を適用する。

第2条 受注者は、完全週休2日制工事の施工に当たり、あらかじめ実施工程を定め、工事着手までに監督員と協議すること。なお、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、契約の規定に基づき工期の延長変更を請求することができる。

第3条 受注者の都合により土曜日又は日曜日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議の上で他の日に現場閉所日を振り替えること。現場閉所日の振替えは同一週内において設けることを原則とするが、土曜日に工事その他現場作業を行ったときは翌週内に振り替えることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。

第4条 受注者は、完全週休2日制工事の施工について、下請企業等の了承を得た上で実施することとし、完全週休2日制工事の施工に関する関係者確認書の写しを工事着手日前までに監督員に提出すること。

第5条 受注者は、完全週休2日制工事を施工することを現場に標示すること。

第6条 受注者は、工事竣工届を提出するまでに、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること。

- (1) 現場の労働者の勤務状況が分かる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
- (2) 下請企業に工事の一部を請け負わせている場合は、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等が分かる書類（作業日報等）
- (3) 前2号の書類に基づき作成した現場閉所日の日数を集計した資料等現場閉所日確保率が把握できる書類

第7条 本工事においては、予定価格の算定にあたり、完全週休2日制を前提として要領別表に示す経費補正等基準を用いているが、現場閉所日確保率（要領別表備考に示す算式により計算した率をいう。）が100%未満となった場合は、当該補正を解除する。